

第3回総会議事録

(令和5年9月26日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第3回総会 議事録	
日 時	令和5年9月26日(火) 14時00分～16時40分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した8月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第9号 令和5年度農地パトロールの事前調査結果について(中間報告)</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>16番 許可</p> <p>17番 許可</p> <p>18番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>13番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>16番 許可相当</p> <p>17番 許可相当</p> <p>18番 許可相当</p>

	<p>19番 許可相当 第4号議案 1番 許可取消相当 第5号議案 30番 証明交付 31番 証明交付 32番 証明交付 第6号議案 18番 証明交付 19番 証明交付 20番 証明交付 21番 証明交付 第7号議案 7番 利用確認 8番 利用確認 9番 利用確認 10番 利用確認 11番 利用確認 第8号議案 8番 証明発行 9番 証明発行 第9号議案 20番 協力 21番 協力 第10号議案 5番 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分) 事務局より出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第3回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号4番 加藤 義晴委員、6番 平本 武夫委員にお願いいたします。 それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。16番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人に所有農地はありませんが、利用権により約23aの農地を借入れられており、主にサツマイモの露地野菜畑を営農されています。このたび譲受人は農業拡大をす</p>

	<p>るため、申請地1筆、約10aの購入を希望されました。譲渡人がお持ちの農地のうち、申請地のみ神奈川区外の農地となります。</p> <p>譲受人の世帯としての営農農地は、この手続きを経ると約33aです。譲受人は父親や従兄弟の畑での農作業を手伝うことで栽培管理方法等を習得しており、農作業歴は34年あるとのことです。譲受人の営農農地は露地野菜畑や果樹畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>譲受人の農作業の常時従事者数は4名で、通年で農作業に従事されています。トラクターやパワーショベル等の大農機具も所有されています。自宅から申請地までの通作距離は3km、車で10分です。申請地は東方農専区内の農地ですが、東方西部土地改良区の組合員として農道清掃等共同活動に参加し畑周囲の環境整備を行うとのこと、周辺との調和要件の点でも問題は見当たりません。</p> <p>以上より、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。申請地及び営農農地については、8月31日に大矢推進委員と立会いご確認いただいております。</p>
議長	16番について地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	本人とお会いしたところ、真面目でしっかりと耕作できる方だと思いました。問題無いと思います。
議長	16番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので16番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、16番は許可とします。 続いて、17番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は港北区小机町に約104aの農地を所有されており、主にキャベツやネギ等の露地野菜畑を営農されています。このたび譲渡人が経営縮小をするために、申請地に隣接する農地をお持ちの譲受人に売却を希望されています。</p> <p>譲受人の世帯としての営農農地は、この手続きを経ると約108aです。譲受人の営農農地は露地野菜畑や施設野菜畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>譲受人の農作業の常時従事者数は3名で、通年で農作業に従事されています。トラクターや耕耘機、定植機等の大農機具も所有されています。自宅から申請地までの通作距離は0.5km、車で3分です。申請地と隣接所有農地を露地野菜畑として一体的に利用されるとのことで、周辺との調和要件の点でも問題は見当たりません。</p> <p>以上より、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。申請地及び所有農地については、9月11日に石井委員と立会いご確認いただいております。</p>

議長	17番について地区担当の石井委員の意見はいかがですか。
石井委員	きちんと耕作されている方です。問題ありません。
議長	17番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので17番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、17番は許可とします。 続いて、18番について事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は相続を受けた申請地の売却を希望しており、また、譲受人は横浜市内で農地を探しており申請に至りました。 譲受人は神奈川県内でIT関係の仕事をされていますが、三重県四日市市で18aほど利用権設定して農業も行っています。三重の農地では主にウメを栽培しており、三重にいる親族に管理を指示しているほか、繁忙期には譲受人本人も三重に行き作業を行っているとのことです。耕作証明書と四日市市農業委員会へのヒアリングで、三重の農地は問題なく管理されていることを確認しています。申請地でもウメ栽培を計画しています。 横浜市内では初めて農地を取得される方であり、今後農地を効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか判断するため、8月23日に地区担当の関戸委員と隣接地区担当の大矢推進委員によりヒアリングを行いました。
議長	地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	8月23日に大矢推進委員とともに譲受人のヒアリングを行いました。 貸借でなく所有したい理由について、当該地は荒れた竹林でありウメ苗木植え付けまでに竹の伐根等の初期投資がかかりますが、そのためにも借りるより所有することで投資を無駄にしないという考えとのことです。譲受人は親族が農家なので、農業に無縁の方に比べればはるかに農業に関する理解があると考えます。農外収入も十分にある方であり、また、時間の自由が働く仕事のようなのでウメ栽培には向いていると考えられます。営農計画も無理がなく妥当と考えます。 以上から農地取得者として何ら問題はないと考えます。 大矢推進委員としても、譲受人は三重県での果樹栽培等の経験もあり、ただ夢で始めるのではなく農業の厳しい現実も理解されている方である。周辺の耕作者とも良好な関係を築く努力も見込まれる。耕作放棄地や遊休農地の増加を食い止めるためにも農地取得に問題はないと判断する、とのことです。

議長	18 番について他の委員の意見、質問等がありますか。
小池委員	自宅から遠いように思えますが、横浜で農地を所有したい理由はあるのでしょうか。
事務局	譲受人は横浜市神奈川区に仕事の拠点があり、自宅からでも職場からでもアクセスしやすいということから、横浜市内で探していたとのこと。時間の融通が利きやすい仕事とのこと。
菅沼委員	荒地のような農地を購入することに懸念があります。今後、農業をやっていくには不利な土地と思います。
事務局	もともと遊休農地の問題に意識のある方で、三重の農地も荒地を直して使うそうです。申請地については、売りに出ている農地で価格が折り合った場所とのこと。
関戸委員	面談において審査項目を満たし農業を行う意思を確認しています。
加藤義晴委員	横浜市内に所有農地のない方が農業委員等と面談を行って農地を所有した過去の事例では現況はどうなっているのでしょうか。荒れてしまった場合はどうすればよいのでしょうか。
事務局	3 条は譲受人の適格性を審議しており、許可後申請地がどのようになっているか全てを確認しているわけではありません。所有権売買の状況、営農類型や作型によっても許可後すぐに営農開始されない方もいると思います。農地の使用状況に問題があるようであれば各地区担当委員から助言等を行っていただくようお願いします。
議長	18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので18番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、18 番は許可とします。 続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。13 番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、資材置場です。申請者は年齢的な体力の衰え等により申請地での耕作が困難になってきました。このたび資材置場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。 借受法人は東京都大田区に主たる事務所を構える下水道工事業者です。現在、東京都から約 830 m ² の土地を資材置場として借地していますが、東京都での利用が決定したため契約更新ができないことから、代替地を探していたとのこと。

	<p>農地区分は第2種農地、市街化区域 500m以内、10ha 未満です。事務所から車で 40 分以内の距離かつ高速道路から近い位置にあること、資材を乗せた運搬車両が安全に通行できるよう前面道路の幅員が 7m 以上であること、現在借地している約 830 m²の土地と同規模の土地であることが必要で、借入れできる土地を探していたところ、条件に合う唯一の土地が申請地でした。</p> <p>雨水は場内を砕石敷きとし自然浸透させます。東側の境界にブロック 5 段とメッシュフェンスを新設し、隣接残農地への砕石の流出を防ぎます。なお、隣接残農地も現在農地転用を計画されています。北側については、北側隣接地でブロック工事を施工予定です。西側には既存ブロックがあります。南側は出入口部分は既存縁石を利用し、出入口部分以外の境界にはブロック 5 段とメッシュフェンスを新設することで砕石の流出を防ぎます。</p> <p>歩道切下げ工事について都筑土木事務所に打合せされています。また、雨水浸透阻害行為の許可が不要であることを横浜市河川管理課へ確認されています。</p> <p>申請地については、9 月 15 日に岡本委員と立会いをしております。</p>
議長	13 番について地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	特段問題ありません。
議長	13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
議長	無いようですので 13 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。16 番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、都内及び神奈川県内を中心にとび・土工事業を営んでいる法人です。資材置場を持っていないため、現場で発生した残土をこれまで全量処分していましたが、再利用可能な良質な土については自社でストックする計画です。また、足場等を工事の度にリースしていましたが、自社で確保することで業務効率化を図る計画です。</p> <p>1,000 m²程度の面積と前面道路幅員が 6 m 以上あり国道や IC まで近い場所を探していたところ申請地を購入できることとなったため申請するものです。</p> <p>立地は第 3 農地です。500m 以内に奈良三丁目熊ヶ谷公園、あかね台鍛冶谷公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、雨水は自然浸透とします。オーバーフロー分は U 字溝で集め下水道本管へ接続します。隣接農地へは勾配的に被害は及びません。</p> <p>申請者の所有農地に違反転用はありません。</p>

	<p>他法令の調整について、前面道路の切下げ工事について青葉土木事務所と事前調整済です。計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達します。</p>
議長	<p>16番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。</p>
井上推進委員	<p>転用計画の内容については問題ありません。通学路となっているので安全に注意するよう事務局から伝えてもらいます。</p>
議長	<p>16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、16番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、16番は許可相当とし市に進達します。 続いて、17番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、相模原市に本店を置く土木建築工事業者です。現在、相模原市内の借地に資材を置いていますが、貸主から退去を求められたため代替地を探していました。取引先には旭区や緑区の業者が多く、付近で適地を探したところ、申請地が見つかったため購入し転用するものです。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。500m以内に上白根公園、上白根大池公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。</p> <p>申請地は元々田のため、申請地の大部分が周囲より1～2mほど低い土地です。北側及び南側は水路に接しており、北側水路沿いと東側隣地との境界はCB3段を設置します。南側水路沿いはコンクリート擁壁を設置し、出入口は西側道路側に設けます。敷地内は盛土し、転圧・砂利敷とし、雨水は雨水浸透槽で集水し、オーバーフロー分を北側水路へ排水します。</p> <p>申請者の所有農地に違反はありません。</p> <p>宅造許可については建築局調整区域課へ申請済みです。</p> <p>水路境界やガードレール撤去等の調整については旭土木事務所と調整済みです。</p> <p>現地は地区担当の新川委員にご確認いただいております。</p> <p>以上、計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達します。</p>
議長	<p>17番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。</p>

新川推進委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので17番について許可相当として横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、17番は許可相当とし市に進達します。 続いて、18番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、保土ヶ谷区に本店を置く土木建築工事業者です。現在、厚木市内の借地に資材を置いていますが、取引先の多くが横浜市内の業者であることや、地主から退去を求められたことから代替地を探したところ、申請地が見つかったため購入し転用するものです。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。500m以内に上白根公園、上白根大池公園があり、前面道路に上・下水管が埋設されています。</p> <p>先ほどの案件と同様、本地も大部分が周囲より1～2mほど低い土地です。北側水路沿い及び西側境界はコンクリートブロック3段と土羽を設けます。南側水路沿いはCB3段またはRC擁壁を設置し、一部に出入口を設けます。東側隣接農地との間は高低差があるため造成協力地として土を入れ土地の高さを合わせます。北東側一帯は認定市民菜園となっており、こちらとの境界にもコンクリートブロック3段を設置します。敷地内は転圧・砂利敷とし、雨水は雨水浸透槽で集水し、オーバーフロー分を北側水路へ排水します。隣接農地所有者には全て了解を得ています。また出入口の前面道路は私道ですが、通行については所有者の承諾を得ています。</p> <p>申請者の所有農地に違反はありません。</p> <p>宅地造成法の許可については建築局調整区域課へ申請済みです。</p> <p>水路境界や占用手続き等については旭土木事務所と調整済みです。</p> <p>現地は地区担当の新川委員にご確認いただいております。</p> <p>以上、計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達します。</p>
議長	18番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川推進委員	現地を確認してきました。問題ありません。

議長	<p>18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので18番について許可相当として横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、18番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、19番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、池辺町に本店を置き、産業廃棄物運搬業を営む個人事業主です。事業拡大に伴い手狭になった資材置場の敷地拡張を検討していたところ、高齢のため農地の維持管理が難しくなっていた譲渡人から当該農地の話があり、申請に至りました。</p> <p>申請地は既存の資材置場に隣接しており、防犯上の理由や必要面積等の条件を満たすことができるため、選ばれました。</p> <p>立地基準は、関連非農地の32番が発行されることを条件に、第1種農地から第2種農地になります。</p> <p>申請地は500m以内に市街化区域があり、隣接農地は10ha未満となります。</p> <p>被害防除についてです。西側、南側は既存土留めを活用し土砂流出を防止します。東側の隣接地との間には、既設のコンクリートボーダーを活用します。</p> <p>敷地内はコンテナ置き場の200㎡のみ砕石敷きとし、残りは土を転圧します。</p> <p>雨水は自然浸透とします。所有農地に違反はありません。</p> <p>雨水浸透阻害行為については、問題ないことを道路局河川管理課へ調整済み。土木事務所へ許可不要の旨を調整済み。宅地造成工事規制区域については、許可不要の旨を調整済み。</p> <p>9月19日に担当の中山推進委員に現地を立会いいただいています。</p> <p>以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。</p>
議長	19番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	現在、隣地で事業を行っている受人です。特に問題ないと思います。
議長	<p>19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、19番について許可相当として横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、この後の第5号議案32番の証明交付を条件に19番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法第5条の規定に基づく許可取消願に対する意見決定に</p>

事務局	<p>ついて」審議します。1番について事務局から説明してください。</p> <p>当初の許可申請は令和3年4月の総会案件で、譲渡人の孫で養子である譲受人の自己住宅を建築するために転用許可申請が出されたものです。農業委員会総会において許可相当として横浜市に進達し、令和3年5月21日に農地転用許可が出ていますが、転用の見込みがなくなったため今回許可取消願が提出されました。</p> <p>許可申請時点では転用工事は令和3年10月に完了予定でした。工事に着手していなかったため確認したところ、問題が生じて計画を中断しているが、令和5年3月末に完了する予定である旨の工事進捗状況報告書が令和4年4月に提出されました。しかし予定日を過ぎても現地は農地のままであったため、再度工事の進捗状況について確認したところ、許可を取り消したいとの意向が示されました。転用計画では譲渡人からの資金提供を受けて建築を行う予定でしたが、家庭の事情で資金提供を行うことが難しくなったとのことです。資金の目途がつかないため、建築が現実的に不可能となり許可取消願に至りました。営農計画書と相当の期間耕作を行う旨の誓約書も提出されています。登記簿上の所有権も変更されておらず、取消による要件を満たしており、取消相当であると考えております。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。</p>
飯塚推進委員	<p>現地を確認してきました。農地のままでしたので、何ら問題ありません。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番について許可取消相当として横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可取消相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第5号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。30番から32番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>30番について、立地基準は第3種農地です。16年間資材置場として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>31番について、立地基準は第3種農地です。16年間建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>32番について5条-19の関連非農地です。立地基準は第3種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明により確認しました。</p>
議長	<p>30番から32番について、委員の意見、質問等がありますか。</p>

根本推進委員	32番について5条19番の関連非農地とのことですが、非農地が承認されなければ農地が連たんするため農地転用申請地の立地基準が変わるということでしょうか。
事務局	ご指摘のとおりです。第1種農地となります。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、30番から32番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、30番から32番までにつきまして証明交付とします。また、32番が証明交付となりましたので、関連案件である第3号議案19番についても許可要件が成立しましたので、よろしく願いいたします。 続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。18番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は露地野菜畑、果樹畑として4筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。また、現地の状況については9月12日に地区担当の角田会長に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	18番について、担当は私です。 特に問題ありません。 18番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、18番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、18番は証明交付とします。 続いて、19番について事務局から説明してください。
事務局	相続人は果樹として3筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。また、現地の状況については8月29日に地区担当の川田推進委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長	19番について、地区担当の川田推進委員の意見はいかがですか。
川田推進委員	良好に耕作されており、問題ありません。
議長	19番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、19番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、19番は証明交付とします。 続いて、20番について事務局から説明してください。
事務局	<p>相続人は、これまでも被相続人や親族とともに申請地を果樹畑や植木畑として管理してきました方です。今後も世帯として農地管理を続けていくとのことでした。</p> <p>8月17日に関戸委員と相続人とで現地立会を行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。稲荷社や倉庫等を除外しています。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	20番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	全体が急傾斜の生産緑地であり、果樹畑や植木畑として使用するのがこの農地には妥当と考えます。特に問題はありません。
議長	20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
菅沼委員	除外した稲荷社などの状況を教えてください。
事務局	本家裏の農地なので稲荷社があります。鎮守の大木と共に農地利用はされていません。その他、倉庫や電柱などを納税猶予対象外として除外しています。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、20番は証明交付とします。

	<p>続いて、21番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>相続人は花きの施設栽培として8筆すべてを良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。また、相続税の申告期限を過ぎておりますが、所管税務署には期限の延長を承認済みだと聞いております。</p> <p>現地の状況については9月12日に地区担当の角田会長に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	<p>21番について、地区担当は私になります。</p> <p>全て温室です。特に問題ありません。</p> <p>他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、21番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、21番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。7番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、9月11日に相続人・金子宏正委員・事務局で立会いを行いました。現地調査により、主に栗畑や筍畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。</p>
議長	<p>7番について、地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。</p>
金子推進委員	<p>広い農地を大変良好に耕作されています。何ら問題ありません。</p>
議長	<p>7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、7番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、8番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>こちらの案件につきましては問題なく耕作されていることを確認しております。写真をご覧ください。</p> <p>現地調査の結果、露地野菜および果樹畑として当該地が適正に管理されていることを、9月5日に地区担当の根本推進委員と確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	8番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。
根本推進委員	おひとりで一生懸命綺麗に耕作されています。問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、8番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	<p>9月11日に地区担当の井上推進委員と相続人で立会いを行いました。現地調査の結果、水田として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上から、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えています。</p>
議長	9番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。
井上推進委員	水田として問題なく耕作されています。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、9番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、10番について事務局から説明してください。
事務局	<p>9月11日に地区委員の井上推進委員と相続人で立会いを行いました。現地調査の結果、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上から、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えています。</p>

議長	10番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。
井上推進委員	谷戸の奥で日当たりも悪い条件の中、露地野菜畑として良く管理されています。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、10番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、11番について事務局から説明してください。
事務局	9月12日に地区担当の関戸委員と相続人で立会いを行いました。現地調査の結果、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。 以上から、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えています。
議長	11番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	問題ありません。
議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、11番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。8番について事務局から説明してください。
事務局	証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和5年8月10日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	8番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進委員	事務局の説明のとおり、耕作されていましたが、高齢で体を壊して営農できないと のことです。主たる従事者として問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は証明発行と決定します。 続いて、9番について事務局から説明してください。
事務局	令和4年11月9日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったた め、市に対しての買取申出を行うべく主たる従事者証明の発行を願い出たものです。 この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の 事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有する もの」に合致しています。
議長	9番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。
守谷委員	事務局の説明のとおり、耕作されていたことを確認しております。主たる従事者と して問題ありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は証明発行と決定します。 続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力につい て」審議します。20番と21番について事務局から説明してください。
事務局	本件について、20番は主たる従事者証明交付済み、21番は生産緑地指定から30年 経過による買取申出です。買取希望がある場合は、10月5日(木)を期限として、事 務局までご連絡ください。
議長	20番と21番について、あっせんに協力します。 続いて、第10号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審 議します。5番について、事務局から説明してください。
事務局	特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について説明します。

	<p>申請地は案内図の斜線箇所で、都筑区牛久保町の調整区域の農地です。開設者2名が共有されている農地で、うち1名の自宅と隣接しています。農園の対応はこの1名が行うとのことです。申請地は周囲を市街化区域の宅地に囲まれています。</p> <p>事業計画書を議案書25ページ、農園内の配置図を26ページに掲載しています。農園の名称はレンタル農園にじ、貸付区画は1区画約21㎡で、8区画を開設する計画です。貸付け賃料は1区画あたり年間2万円、貸付期間は2年間、募集方法は現地看板等による公募で、電話申し込みによる先着順で選考されます。</p> <p>利用者の通作手段は、徒歩が想定されていますが、乗用車1台程度であれば馬入れ部分に駐車可能です。</p> <p>申請地内に水栓が2箇所あり、2つとも借受者の利用に供するとのことです。横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和5年8月23日に結んでおります。</p> <p>申請地については、9月15日に地区担当の岡本肇委員と立会いをしております。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	5番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	近隣に貸農園が無いので、非常に良いと思います。特段問題ありません。
議長	5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5番は承認と決定します。 以上で第3回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第9号について、野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項の第1号から第8号までは割愛させていただきます。第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	6～8月にかけて事務局と北部農政事務所と合同で農地パトロールの事前調査を行いました。その中で特に荒れている農地の候補を16筆、10,554㎡を選びました。候補となった農地については、10月以降、地区担当委員と事務局とで現地確認を行い、11月及び12月総会で最終的な1号農地、2号農地と違反転用の疑いのある農地について報告する予定です。
野路委員	報告事項について質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第9号までを了承とします。

	<p>報告は以上です。</p> <p>これをもちまして第3回総会を終了します。</p> <p>(閉会 16時40分)</p>
--	--

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和5年9月26日開催 第3回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	議事録署名人
5	小島重信		欠席	
6	平本武夫		出席	議事録署名人
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		欠席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		欠席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし